

都市施設設置工事事前協議書(建築物)

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

協議者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府福祉のまちづくり条例第41条第1項の規定により、次のとおり協議します。

					※	
1	建築物の所在地					
2	建築物の名称					
3	主要用途					
4	工事種別 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の様替					
5	敷地面積				m ²	
6 床 面 積				工事部分	工事以外の部分	合計
	条例 第41 条	第 号	該当部分	m ²	m ²	m ²
		第 号	該当部分	m ²	m ²	m ²
		第 号	該当部分	m ²	m ²	m ²
		第 号	該当部分	m ²	m ²	m ²
	条例第41条該当部分の床面積の合計			m ²	m ²	m ²
	その他の部分			m ²	m ²	m ²
延べ面積			m ²	m ²	m ²	
7	工事着手予定日				年 月 日	
8	工事完了予定日				年 月 日	
9	連絡先				会社名 担当者名 電話番号	
10	設計者				【資格】()建築士()登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】()建築士事務所 ()知事登録第 号	

受付年月日	受付番号	協議成立年月日	※
※	※ 第 号	※	

【注意】 都市施設事前協議項目表を添付してください。
※印のある欄は記入しないでください。

都市施設事前協議項目表(建築物)

※施設等の欄の「政令第○条」はバリアフリー法施行令の該当条文・「条例第○条」は福祉のまちづくり条例の該当条文

建築物の名称	
建築物の所在地	

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (政令第11条) (条例第14条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設(階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分) ※1	
	③手すりを設けているか(条例第14条第2号に定める特別特定建築物に限る。)	
階段 (政令第12条) (条例第15条)	①手すりを設けているか(踊場を除く。)	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤踊場への点状ブロック等の敷設(段部分の上下端に近接する部分) ※2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (政令第13条) (条例第16条)	①手すりを設けているか(勾配が1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜部分)	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④踊場への点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上下端に近接する部分) ※3	
	⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	
エスカレーター (条例第17条)	①踏み段の段は認識しやすいものか(階段状のエスカレーターに限る。)	
	②くし板と踏み段等は認識しやすいものか	
	③昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか	
便所 (政令第14条) (条例第18条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②不特定多数の者等が利用する便所を不特定多数の者等が利用する階の数以上設けているか(床面積の合計が500㎡以上の建築物に限る。)	
	③光により火災の発生を伝える警報装置を避難上有効な位置に設けているか(床面積の合計が10,000㎡以上の建築物に限る。)	
	④次の⑤又は⑥の便房を設けている便所	—
	(1)便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか ※4	
	(2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか(1以上)	
	⑤車椅子使用者用便房を1以上設けているか(ただし、不特定多数の者等が利用する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の場合は、政令第14条第2項の規定により設置しなければならない数以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(4)衣服を掛けるための金具等を設けているか	
	(5)長さ150cm以上の大人用介護ベッドを設け、出入口にその旨の表示をしているか(床面積の合計が5,000㎡を超える建築物に限る。条例第18条第8項各号に規定する数以上)	

「告示第○号」は国土交通省告示第○号・「規則第○号」は大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第○条を示す。

※1 告示及び規則で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第3条)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーターを除く。)
- ・高さ16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーターを除く。)
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示及び規則で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第4条)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示及び規則で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第5条)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※4 規則で定める以下の場合を除く(規則第7条)

- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
(便所の続き)	⑥水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1以上）	
	(1) 洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(2) 衣服を掛けるための金具等を設けているか（1以上。ただし、床面積の合計が10,000㎡以上の建築物の場合は2以上）	
	(3) 水洗器具（オストメイト対応）は温水を利用することができるものか（床面積の合計が10,000㎡以上の建築物に限る。）	
	(4) 荷物を置くための棚等を設けているか（床面積の合計が10,000㎡以上の建築物に限る。）	
	⑦小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
	(1) 小便器に手すりを設けているか（1以上）	
劇場等の客席 (政令第15条)	①車椅子使用者部分を2以上設けているか（ただし、客席に設ける座席の数が401以上の場合は、座席の数の0.5%以上）	
	(1) 幅は90cm以上であるか	
	(2) 奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 床は平らであるか	
敷地内の通路 (政令第17条) (条例第22条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1) 手すりを設けているか	
	(2) 識別しやすいものか	
	(3) つまづきにくいものか	
	③傾斜路がある部分	—
	(1) 手すりを設けているか（勾配が1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ1/20を超える傾斜部分）	
(2) 前後の通路と識別しやすいものか		
(3) 両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか		
駐車場 (政令第18条)	①車椅子使用者用駐車施設を駐車施設の総数の2%以上設けているか（ただし、駐車施設の総数が201以上の場合は駐車施設の総数の1%に2を加えた数以上）	
	(1) 幅は350cm以上であるか	
	(2) 利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (条例第23条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②車椅子使用者用浴室等を設けているか（1以上）	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は80cm以上であるか	
(4) 出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
標識 (政令第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設けているか ※5	
	②標識は、内容が容易に識別することができるものか（日本産業規格Z8210に適合しているか） ※5	
案内設備 (政令第21条) (条例第26条)	①エレベーターその他の昇降機、便所、大人用介護ベッド又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認することができる場合は除く。）	
	②エレベーターその他の昇降機、便所、大人用介護ベッドの配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか（①、②の代替措置）	
	(1) 案内所は車椅子使用者が利用することができるものとしているか	

※5 条例第41条第1項第2号及び第5号に掲げる都市施設であって、床面積の合計が100㎡以上のものを除く。

○移動等円滑化経路(利用居室、車椅子利用者用便房又は駐車施設に至る1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
(政令第19条第2項第1号)	①階段・段が設けられていないか(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く。) ※5	
出入口 (政令第19条第2項第2号)	①幅は80cm以上であるか ※5	
	②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ※5	
廊下等 (政令第19条第2項第3号) (条例第25条第1項第1号)	①幅は120cm以上であるか ※5	
	②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ※5	
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ※5	
	④授乳及びおむつ交換のできる場所を設けているか(条例第22条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、床面積の合計が5,000㎡以上のものに限る。)	
傾斜路 (政令第19条第2項第4号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか ※5	
	②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ※5	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか ※5	
エレベーター及びその乗降ロビー (政令第19条第2項第5号) (条例第25条第1項第2号)	①籠は必要階(利用居室、車椅子利用者用便房若しくは駐車施設のある階又は地上階)に停止するか ※5	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ※5	
	③籠及び昇降路の出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか	
	④籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、籠の外部から内部を見ることができる設備を設けているか	
	⑤籠の奥行きは135cm以上であるか ※5	
	⑥籠内に鏡を設けているか	
	⑦籠内の左右両側に手すりを設けているか	
	⑧籠内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けているか	
	⑨乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ※5	
	⑩籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ※5	
	(1) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したもののか	
	(2) 呼びボタン付のインターホンを設けているか(籠内の制御装置のうち、1以上)	
	⑪籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ※5	
	⑫乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ※5	
	⑬不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	—
	(1) 籠の幅は、140cm以上であるか	
	(2) 籠は車椅子が転回することができる形状か	
	(3) 車椅子使用者が利用しやすい制御装置を籠内の左右両面に設けているか	
	⑭不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合	—
	(1) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか ※5、※6	
(2) 籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか ※5、※6		
(3) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか ※5、※6		
(4) 制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか ※6		
(5) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロックを敷設しているか ※6		

※6 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)

- ・自動車車庫に設ける場合

○移動等円滑化経路

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (政令第19条第2項第6号)	①エレベーターの場合	—
	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号のもの)であるか ※5	
	(2) 籠の幅は70cm以上であるか ※5	
	(3) 籠の奥行きは120cm以上であるか ※5	
	(4) 籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) ※5	
②エスカレーターの場合	(1) 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか ※5	
敷地内の通路 (政令第19条第2項第7号) (条例第25条第1項第3号)	①幅は120cm以上であるか ※5	
	②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ※5	
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ※5	
	④通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとしているか	
	⑤傾斜路	—
	(1) 幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか ※5	
	(2) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ※5	
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配が1/20以下の場合を除く。) ※5		
(政令第19条第3項)	⑥上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る ※5	

○視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (政令第22条) (条例第27条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く。) ※7	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※8	
	④経路上に設ける段を回り段としていないか	

※7 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合

- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※8 告示及び規則で定める以下の部分を除く(告示第1497号・規則第9条)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合

- ・高さ16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合

- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等